



医療法施行条例施行規則をここに公布します。

平成25年 3月25日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第5号

医療法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法施行条例(平成24年長野県条例第75号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数等の補正等)

第2条 条例第2条第1項の規定による補正は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請(以下この条において「許可申請」という。)がなされた場合において、当該許可申請に係る病床の種別に於て医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該許可申請に係る病床数について、次に掲げるところにより行うこととする。

(1) 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに、当該病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数を当該病床の利用者の数で除した数(その数が0.05以下であるときは、零)を既存の病床の数又は当該許可申請に係る病床数に乗じて得た数を既存の病床の数又は当該許可申請に係る病床数として算定すること。

ア 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの

イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみを診療を行うもの

ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所

エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所

(2) 前号の本来の目的の利用者とは、次のアからエまでに掲げる病院又は診療所の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める利用者をいう。

ア 前号のアに掲げる病院又は診療所 同アの省庁の職員及びその家族である利用者

イ 前号のイに掲げる病院又は診療所 業務上の災害を被った労働者である利用者

ウ 前号のウに掲げる病院又は診療所 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族である利用者

エ 前号のエに掲げる病院又は診療所 入院患者

(3) 放射線治療病室の病床又は無菌病室、集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室(以下この条において「無菌病室等」という。)の病床であって無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該許可申請に係る病床数に算定しないこと。

(4) 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の入所定員については、その入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床(医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)又は一般病床(同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)に係る既存の病床の数として算定すること。

(5) ハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第2条第5項に規定する指定入院医療機関である病院の病床(同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の入院をさせる旨の決定を受けた者に対する当該入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第1号の病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数及び当該病床の利用者の数並びに同項第3号の放射線治療病室の病床及び無菌病室等の病床であって当該無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、許可申請に係るものを除き、当該許可申請があった日直前の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われていない病院又は診療所に係るこれらの数は、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする他の病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 許可申請に係る病床数についての第1項第1号の病床の利用者のうち本来の目的の利用者以外の利用者の数及び当該病床の利用者の数並びに同項第3号の放射線治療病室の病床及び無菌病室等の病床であって当該無菌病室等の入院患者が当該無菌病室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、当該許可申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該許可申請に係る病床の種別の病床がある場合における当該病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする他の既存の病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

4 条例第2条第2項の規則で定めるところにより算定する数は、介護老人保健施設の入所定員に0.5を乗じて得た数とする。

(病院が有しなければならない従業者及び構造設備等)

第3条 条例第4条第1項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 薬剤師 精神病床(法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。)及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除した数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除した数と外来患者に係る取扱処方

箋の数を75で除した数とを加えて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）

- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床（法第7条第2項第3号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）に係る病室の入院患者の数を4で除した数と感染症病床（同項第2号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1

- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

- 2 前項第1号から第3号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

- 3 条例第4条第2項の規定により定める構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び従業者の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。

- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するものであること。

- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有するものであること。

- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

- 4 条例第4条第2項第1号の規則で定める業務は、繊維製品の滅菌消毒の業務及び寝具類の洗濯の業務とする。

（療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及び構造設備）

- 第4条 条例第5条第1項の規定により定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

- 2 条例第5条第2項において準用する条例第4条第2項の規定により定める構造設備は、前条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる施設の区分に応じ、当該各号（第1号を除く。）に定める構造設備とする。

## 附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条の規定による転換を行った介護老人保健施設の入所定員（当該転換に係る部分に限る。）について第2条第1項第4号及び第4項の規定を適用する場合には、当該転換を行った日から同日以後最初の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、これらの規定中「入所定員に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

- 3 前項に規定する介護老人保健施設以外の介護老人保健施設については、当分の間、第2条第1項第4号及び第4項の規定は、適用しない。

- 4 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号のハ又はニの(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するものについて第3条第1項の規定を適用する場合には、同項第1号中「精神病床（法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「及び結核病床」と、「感染症病床（同項第2号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

- 5 省令第52条第1項又は第3項に規定する病院の開設者が同条第1項の規定による精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、平成24年3月31日までの間にその旨を知事に届け出た場合には、これらの病院が有しなければならない従業者の員数は、当該病院の病床の転換が完了するまで（当該転換の完了が平成30年3月31日後となる場合にあっては、同日まで）の間は、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 次に掲げる数を合算した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

ア 療養病床（転換病床（省令第51条に規定する転換病床をいう。以下同じ。）を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除した数

イ 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除した数

ウ 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数

エ 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数

- (2) 看護補助者 次に掲げる数を合算して得た数（その数が1に

満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。

ア 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除した数

イ 療養病床(転換病床に限る。)に係る病室の入院患者の数を9で除した数に2を乗じた数

6 省令第53条の規定による届出に係る病院が有しなければならない従業者の員数は、平成30年3月31日までは、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 次に掲げる数を合算した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

ア 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除した数

イ 精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数

ウ 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除した数

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

7 精神病床を有する病院(附則第4項に規定する病院を除く。)については、当分の間、第3条第1項第2号本文の規定にかかわらず、同号本文の規定により算定した数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)から減じた数を看護補助者とすることができる。

8 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。附則第12項において「平成13年改正省令」という。)附則第22条に規定する病院については、第3条第3項の規定は、適用しない。

9 省令第54条の規定による届出に係る診療所が有しなければならない従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

10 省令第55条の規定による届出に係る診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうち1人は、看護師又は准看護師とする。

11 療養病床を有する診療所(前項に規定する診療所を除く。)が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、

当分の間、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1を加えて得た数とする。ただし、そのうち1人は、看護師又は准看護師とする。

12 平成13年改正省令附則第24条に規定する診療所については、第4条第2項の規定は、適用しない。

医療推進課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(平成25年度における長野県須坂看護専門学校の定員等の特例)

4 平成25年度における長野県須坂看護専門学校の第2条に規定する定員は、同条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	入学定員	総定員
修業年限2年	0人	20人
修業年限3年	40人	120人

5 長野県須坂看護専門学校の校長は、第12条の2各号に規定する者のほか、平成26年3月31日までに卒業の見込みがない学生(修業年限が2年のものに在学しているものに限る。)を除籍することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

医療推進課

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第7号

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第68号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第11条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) その他の設備 次に定める基準

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第3条 条例第16条の規則で定める給付金は、入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第16条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第8号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 乳児院(第4条-第7条)

第3章 母子生活支援施設(第8条-第11条)

第4章 保育所(第12条-第17条)

第5章 児童厚生施設(第18条)

第6章 児童養護施設(第19条-第22条)

第7章 福祉型障害児入所施設(第23条・第24条)

第8章 医療型障害児入所施設(第25条・第26条)

第9章 福祉型児童発達支援センター(第27条・第28条)

第10章 医療型児童発達支援センター(第29条)

第11章 情緒障害児短期治療施設(第30条-第32条)

第12章 児童自立支援施設(第33条-第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(健康診断)

第2条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

(1) 児童相談所等における児童の入所前の健康診断

(2) 入所者が通学する学校における健康診断

2 条例第14条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、同条第1項に規定する児童福祉施設の長は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる健康診断 入所時の健康診断

(2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第3条 条例第15条の規則で定める給付金は、入所者に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第15条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第2章 乳児院

(設備)

第4条 条例第26条第2項の規定により定める設備の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 条例第26条第1項第2号のアの寝室の床面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 条例第26条第1項第2号のイの観察室の床面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(3) 条例第26条第1項第3号の乳幼児の養育のための専用室の床

面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、かつ、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(職員)

第5条 条例第27条第4項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる乳児院の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 10人以上の乳幼児を入所させる乳児院 次に定める基準
- ア 看護師の数は、次に掲げる入所させる乳幼児の数につき、それぞれ次に定める員数とし、その合計数が7人未満であるときは、7人以上とすること。
- (7) 乳児及び2歳未満の幼児おおむね1.6人 1人以上
- (4) 2歳以上3歳未満の幼児おおむね2人 1人以上
- (ウ) 3歳以上の幼児おおむね4人 1人以上
- イ 看護師は、保育士又は児童指導員(条例第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院には2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院には1におおむね乳幼児が10人増すごとに1を加えて得た数以上の看護師を置かなければならないこと。
- ウ 20人以下の乳幼児を入所させる乳児院には、保育士をイの規定により置くもののほか1人以上置かなければならないこと。

- (2) 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院 看護師の数は、7人以上とすること。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができること。

(長の資格要件等)

第6条 乳児院の長が受けるべき研修を行う者として条例第28条第1項の規則で定める者は、省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第28条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

3 条例第28条第2項の規則で定める者は、省令第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(養育)

第7条 条例第29条第1項の規定による養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達<sup>せつたつ</sup>の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、条例第14条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置とする。

### 第3章 母子生活支援施設

(設備)

第8条 条例第35条第2項の規定により定める設備の基準は、母子室について次に掲げる基準とする。

- (1) 調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (2) 床面積は、30平方メートル以上とすること。

(職員)

第9条 条例第36条第3項の規定により定める職員の員数の基準は、次に定める基準とする。

(1) 母子支援員については、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とすること。

(2) 少年を指導する職員については、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とすること。

(3) 保育士については、入所する乳幼児が30人を超える場合には、1に乳幼児がおおむね30人増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第10条 母子生活支援施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第37条第1項の規則で定める者は、省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第37条第1項第4号の規則で定める者は、第6条第2項各号に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第37条第2項の規則で定める者は、省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(母子支援員の資格要件)

第11条 条例第38条第4号の規則で定める者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第28条第1号に規定する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第28条第5号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

### 第4章 保育所

(設備)

第12条 条例第44条第2項の規定により定める設備の基準は、次に定める基準とする。

(1) 乳児室又はほふく室については、次に定める基準

ア 乳児室の床面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき、1.65平方メートル以上とすること。

イ ほふく室の床面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

ウ ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児に対しては乳児室を、ほふくをする乳児又は2歳未満の幼児に対してはほふく室を設けることとし、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、その床面積は、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

エ 保育に必要な用具を備えること。

(2) 保育室又は遊戯室については、次に定める基準

ア 床面積は、2歳以上の幼児1人につき、1.98平方メートル以上とすること。

イ 保育に必要な用具を備えること。

(3) 屋外遊技場の面積は、2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「乳児室等」という。)を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲

げる要件に、3階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号のロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる常用又は避難用の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	常用又は避難用の区分	施設又は設備
2階	常用	(7) 屋内階段 (4) 屋外階段
	避難用	(7) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段（同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの） (4) 待避上有効なバルコニー (7) 建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3階	常用	(7) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段 (4) 屋外階段
	避難用	(7) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段（同条第1項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすもの） (4) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (7) 屋外階段
4階以上	常用	(7) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に定める構造の屋内階段 (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分から当該施設又は設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室が次の(7)又は(4)に掲げる要件のいずれかに該当するものである場合を除き、調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこ

れに近接する部分には、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 乳児室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 可燃性のカーテン、敷物、建具等については、防災処理が施されていること。

（調理業務を委託する場合の要件）

第13条 条例第45条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任は当該保育所にあることを踏まえ、その長が、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得る体制及びそのための調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 献立等について、調理業務の受託者に対して当該保育所に置かれている栄養士が指導を行う体制にあること又は当該受託者が他の保育所等の栄養士から指導を受けることができる体制にあることにより栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して、適切に遂行することができる能力を有する者であること。

(4) 調理業務の受託者が、幼児の年齢及び発達の段階に応じた必要な栄養を含む食事を提供するとともに、その健康状態に応じた内容の食事を適切なときに必要な回数提供することができる者であること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

（職員）

第14条 条例第46条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、保育士について、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所にあつては認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）別表の第1の1に定める基準とし、その他の保育所にあつては次に掲げる入所させる乳幼児の数の区分に応じ当該各号に定める数の合計数以上とすること。ただし、その数が2人未満であるときは、2人以上とする。

- (1) 乳児おおむね3人 1人
- (2) 1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人 1人
- (3) 3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人 1人
- (4) 4歳以上の幼児おおむね30人 1人

（保育の内容）

第15条 保育所における保育の内容は、省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従わなければならない。

（公正な選考）

第16条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み

替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第17条 児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する額及び就学前保育等推進法第13条第4項後段の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に、徴収金等に係る乳幼児に対し提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該乳幼児の保護者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該保護者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

#### 第5章 児童厚生施設

(児童の遊びを指導する者の資格要件)

第18条 条例第52条第2項第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第38条第2項第1号に規定する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第38条第2項第4号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (3) 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (4) 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、知事)が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

#### 第6章 児童養護施設

(設備)

第19条 条例第56条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童の居室 次に定める基準
  - ア 1室の定員は4人以下とし、その床面積は1人当たり4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル以上とすること。
  - イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (2) 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第20条 条例第57条第3項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童指導員及び保育士 総数は、次のアからエまでに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数の合計数以上とし、児童45人以下を入所させる児童養護施設にあっては、その数に1を加えた数以上とすること。

ア 2歳未満の幼児おおむね1.6人 1人

イ 2歳以上3歳未満の幼児おおむね2人 1人

ウ 3歳以上の幼児おおむね4人 1人

エ 少年おおむね5.5人 1人

- (2) 看護師 入所する乳児が2人を超える場合にあっては、1におおむね乳児1.6人を超えて1.6人増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第21条 児童養護施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第58条第1項の規則で定める者は、省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第58条第1項第4号の規則で定める者は、第6条第2項各号に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第58条第2項の規則で定める者は、省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(児童指導員の資格要件)

第22条 条例第59条第1項第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第43条第1号に規定する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第43条第8号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (7) 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (8) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

#### 第7章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第23条 条例第67条第6項の規定により定める設備の基準は、次の

各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の階段の傾斜を緩やかにすること。

(2) 児童の居室 次に定める基準

ア 1室の定員は4人以下とし、その床面積は1人当たり4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル以上とすること。

イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(3) 便所 男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第24条 条例第68条第1項第6号の規則で定める者は、省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第68条第8項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、おおむね児童の数を4.3で除して得た数(児童30人以下を入所させる施設にあっては、その数に1を加えた数)以上とすること。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師 児童おおむね20人につき1人以上とすること。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、次のア又はイに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数の合計数以上とし、児童35人以下を入所させる当該福祉型障害児入所施設にあっては、その数に1を加えた数以上とすること。

ア 乳幼児おおむね4人 1人

イ 少年おおむね5人 1人

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とすること。

#### 第8章 医療型障害児入所施設

(設備)

第25条 条例第77条第4項の規定により定める設備の基準は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の階段の傾斜を緩やかにすることとする。

(職員)

第26条 条例第78条第5項の規則で定める診療科は、内科、精神科、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号のハ及びニの(2)の規定によりこれらの規定に規定する診療科名と神経とを組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科とする。

2 条例第78条第6項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とすること。

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、次のア又はイに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数の合計

数以上とすること。

ア 乳幼児おおむね10人 1人

イ 少年おおむね20人 1人

#### 第9章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第27条 条例第81条第5項の規定により定める設備の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の指導訓練室の1室の定員は、おおむね10人とし、その児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(職員)

第28条 条例第82条第4項第3号の規定により定める診療科は、第26条第1項に定める診療科とする。

2 条例第82条第5項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士は、4人以上とすること。

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員は、1人以上とすること。

#### 第10章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第29条 条例第85条第2項の規定により定める設備の基準は、階段の傾斜を緩やかにすること並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けることとする。

#### 第11章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第30条 条例第89条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童の居室 次に掲げる基準

ア 1室の定員は、4人以下とすること。

イ 児童1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

ウ 男子と女子の居室は、別にすること。

(2) 便所 男子用と女子用を別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第31条 条例第90条第4項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 心理療法担当職員の数は、入所する児童が10人を超える場合にあっては、1に児童がおおむね10人増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

(2) 児童指導員及び保育士の総数は、入所する児童が5人を超える場合にあっては、1に児童がおおむね4.5人を超えて4.5人増